

## 特定非営利活動法人ママライフデザイン協会定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ママライフデザイン協会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県大竹市に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 本法人は、主にひとり親家庭の保護者及び子どもを対象に、安心して学び・成長できる場を提供し、親が自己の人生を豊かにすることで、子どもたちの健全な発達と地域社会全体の発展に寄与することを目的とする。また、家庭内外における多様な経験や知識を通じ、親と子が共に成長し、未来を切り拓く力を育むことを目指す。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 地域社会における成長とつながりの促進事業
  - ② 家族力向上の推進事業
  - ③ その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人
  - (2) 監 事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### （開催）

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

#### （招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 2 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### （議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### （定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

#### （議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### （表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名（記名押印）しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名（記名押印）しなければならない。

### 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

#### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

#### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後、やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項で規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所官庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に

掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

#### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |           |
|------|-----------|
| 理事長  | 土 本 美 希   |
| 副理事長 | 豊 原 理 絵   |
| 理事   | 古 川 み ず え |
| 監事   | 山 本 由 梨 子 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年7月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|          |     |          |     |          |
|----------|-----|----------|-----|----------|
| (1) 正会員  | 入会金 | 0 円      | 年会費 | 0 円      |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 5, 000 円 | 年会費 | 5, 000 円 |

## 役 員 名 簿

特定非営利活動法人ママライフデザイン協会

[illegible]

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

近年、子育てをめぐる環境は、社会の多様化や急速な変化に伴い、ひとり親が孤立し、自己の成長や学びの機会を得にくい状況が続いており、「相談できる場がない」、「親の自己成長の機会が少ない」、「学習や体験の機会が不足している」といった切実な声が寄せられています。このような環境では、子どもたちの健全な成長にも影響が及ぶ可能性があり、これを放置することは地域社会の持続可能な発展にとって大きな課題となっています。特に、保護者が精神的・身体的に安定し、自分らしく生きることによって、子どもたちの未来が大きく変わることを確信しています。

そこで、私たちママライフデザイン協会は、ひとり親家庭の保護者及び子どもが安心してつながり、学び、成長できる場を提供する活動を開始します。この場では、火おこしや農業、料理、仕事体験、対話やディスカッションといった多様な体験を通じて、食事と学習の機会を提供し、親が自己成長できる環境を整えながら、子どもたちの健全な発達を支援します。

こうした活動を通じて、ひとり親家庭の生活の向上を図るとともに、地域社会の発展に貢献する仕組みの構築を目指します。

これらの活動を発展的かつ持続可能な形で推進するためには、法人格を取得し、活動の信頼性を高めるとともに、より多くの支援を受けられる基盤を構築することが必要です。法人格の取得によって、活動の透明性や継続性を確保し、多くのひとり親家庭や子どもたち、さらには地域全体に利益をもたらす取り組みが可能になると考えています。

## 2 申請に至るまでの経過

令和7年 4月26日 任意団体ママライフデザイン協会として活動開始

令和7年 5月 1日 特定非営利活動法人ママライフデザイン協会の設立総会を開催

令和7年 5月23日 特定非営利活動法人ママライフデザイン協会の設立(第2回)総会を開催

令和7年 5月23日

特定非営利活動法人ママライフデザイン協会  
設立代表者

土 本 美 希

# 設 立 当 初 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人ママライフデザイン協会

## 1 事業実施の方針

設立初年度は、柔軟性と持続可能性を重視し、法人の理念に基づきつつ事業全体を調和的に進めます。地域や利用者との連携を深め、信頼を築きながら、透明性の高い運営を目指します。新たなニーズや課題に迅速に対応しながら、長期的な成長と影響力の基盤を整備していきます。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)   | 事業内容                                               | 実施<br>予 定<br>日 時 | 実 施<br>予 定<br>場 所 | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>予定人数        | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|----------------------|----------------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------------------|------------------------|
| 地域社会における成長とつながりの促進事業 | 成長促進プログラム、セミナー、ワークショップの提供および催し物・体験型活動等の主催、参加、企画運営。 | 毎月第二土曜日          | 大竹市総合福祉センターサントピア  | 2～10人            | 対象：子育て世帯の親子<br><br>予定人数：20人/回 | 1,817                  |
| 家族力向上の推進事業           | 民間資格設立及び制度の整備、資格取得に関する講座・研修等の提供                    | 次年度より実施予定        | -                 | -                | -                             | -                      |

## 設立翌年度事業計画書

特定非営利活動法人ママライフデザイン協会

### 1 事業実施の方針

設立翌年度は、事業の安定化と拡大を目指し、地域との協力体制をさらに強化します。前年度で得た経験を活かし、利用者のニーズに基づいた改善を実施します。また、新たな参加者を迎えるための広報活動に注力し、透明性と持続可能性を重視した運営を進めます。これにより、法人の理念を広げ、長期的な社会的影響力の基盤を築いていきます。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)   | 事業内容                                               | 実施<br>予<br>定<br>日<br>時 | 実施<br>予<br>定<br>場<br>所 | 従事者<br>の<br>予<br>定<br>人<br>数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>予定人数  | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|----------------------|----------------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 地域社会における成長とつながりの促進事業 | 成長促進プログラム、セミナー、ワークショップの提供および催し物・体験型活動等の主催、参加、企画運営。 | 毎月第二土曜日                | 大竹市総合福祉センターサントピア       | 2～10人                        | 20人/回                   | 2,180                  |
| 家族力向上の推進事業           | 民間資格設立及び制度の整備、資格取得に関する講座・研修等の提供                    | 通年                     | 「自治体の公共施設」や「主たる事務所」    | 20人                          | 対象：子育て世帯の親子<br>予定人数：20人 | 800                    |

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和8年7月31日まで  
 特定非営利活動法人ママライフデザイン協会  
 (単位: 円)

| 科目          | 金額        |           |           |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| I 経常収益      |           |           |           |
| 1. 受取会費     |           |           |           |
| 正会員受取会費     | 0         |           |           |
| 賛助会員受取会費    | 0         |           |           |
|             | 0         | 0         |           |
| 2. 受取寄附金    |           |           |           |
| 受取寄附金       | 0         |           |           |
| 施設等受入評価益    | 0         |           |           |
|             | 0         | 0         |           |
| 3. 受取助成金等   |           |           |           |
| 受取民間助成金     | 0         |           |           |
| 受取国庫補助金     | 1,659,000 | 1,659,000 |           |
| 4. 事業収益     |           |           |           |
| 事業収益        | 158,000   |           |           |
| 事業収益        | 0         | 158,000   |           |
| 5. その他収益    |           |           |           |
| 受取利息        | 0         |           |           |
| 雑収益         | 0         |           |           |
|             | 0         | 0         |           |
| 経常収益計       |           |           | 1,817,000 |
| II 経常費用     |           |           |           |
| 1. 事業費      |           |           |           |
| (1) 人件費     |           |           |           |
| 給料手当        | 0         |           |           |
| 法定福利費       | 0         |           |           |
| 退職給付費用      | 0         |           |           |
| 福利厚生費       | 0         |           |           |
|             | 0         |           |           |
| 人件費計        | 0         |           |           |
| (2) その他経費   |           |           |           |
| 食材費         | 560,000   |           |           |
| 謝金          | 420,000   |           |           |
| 賃借料         | 145,000   |           |           |
| 保険料         | 70,000    |           |           |
| 印刷製本費       | 302,000   |           |           |
| 雑費          | 320,000   |           |           |
| その他経費計      | 1,817,000 |           |           |
| 事業費計        |           | 1,817,000 |           |
| 2. 管理費      |           |           |           |
| (1) 人件費     |           |           |           |
| 役員報酬        | 0         |           |           |
| 給料手当        | 0         |           |           |
| 法定福利費       | 0         |           |           |
| 退職給付費用      | 0         |           |           |
| 福利厚生費       | 0         |           |           |
|             | 0         |           |           |
| 人件費計        | 0         |           |           |
| (2) その他経費   |           |           |           |
| 会議費         | 0         |           |           |
| 旅費交通費       | 0         |           |           |
| 減価償却費       | 0         |           |           |
| 支払利息        | 0         |           |           |
|             | 0         |           |           |
| その他経費計      | 0         |           |           |
| 管理費計        |           | 0         |           |
| 経常費用計       |           |           | 1,817,000 |
| 当期経常増減額     |           |           | 0         |
| III 経常外収益   |           |           |           |
| 1. 固定資産売却益  |           | 0         |           |
|             |           | 0         |           |
| 経常外収益計      |           |           | 0         |
| IV 経常外費用    |           |           |           |
| 1. 過年度損益修正損 |           | 0         |           |
|             |           | 0         |           |
| 経常外費用計      |           |           | 0         |
| 当期正味財産増減額   |           |           | 0         |
| 設立時正味財産額    |           |           | 0         |
| 次期繰越正味財産額   |           |           | 0         |

**設立翌年度 活動予算書**  
 令和8年8月1日から令和9年7月31日まで  
 特定非営利活動法人ママライフデザイン協会  
 (単位: 円)

| 科目               | 金額        |           |           |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| <b>I 経常収益</b>    |           |           |           |
| 1. 受取会費          |           |           |           |
| 正会員受取会費          | 0         |           |           |
| 賛助会員受取会費         | 200,000   |           |           |
|                  | 0         | 200,000   |           |
| 2. 受取寄附金         |           |           |           |
| 受取寄附金            | 0         |           |           |
| 施設等受入評価益         | 0         |           |           |
|                  | 0         | 0         |           |
| 3. 受取助成金等        |           |           |           |
| 受取民間助成金          | 0         |           |           |
| 受取国庫補助金          | 1,990,800 |           |           |
|                  |           | 1,990,800 |           |
| 4. 事業収益          |           |           |           |
| 事業収益             | 189,600   |           |           |
| 事業収益             | 600,000   |           |           |
|                  |           | 789,600   |           |
| 5. その他収益         |           |           |           |
| 受取利息             | 0         |           |           |
| 雑収益              | 0         |           |           |
|                  | 0         | 0         |           |
| 経常収益計            |           |           | 2,980,400 |
| <b>II 経常費用</b>   |           |           |           |
| 1. 事業費           |           |           |           |
| (1) 人件費          |           |           |           |
| 給料手当             | 0         |           |           |
| 法定福利費            | 0         |           |           |
| 退職給付費用           | 0         |           |           |
| 福利厚生費            | 0         |           |           |
|                  | 0         |           |           |
| 人件費計             | 0         |           |           |
| (2) その他経費        |           |           |           |
| 食材費              | 672,000   |           |           |
| 謝金               | 904,000   |           |           |
| 賃借料              | 274,000   |           |           |
| 保険料              | 84,000    |           |           |
| 印刷製本費            | 462,400   |           |           |
| 雑費               | 584,000   |           |           |
| その他経費計           | 2,980,400 |           |           |
| 事業費計             |           | 2,980,400 |           |
| 2. 管理費           |           |           |           |
| (1) 人件費          |           |           |           |
| 役員報酬             | 0         |           |           |
| 給料手当             | 0         |           |           |
| 法定福利費            | 0         |           |           |
| 退職給付費用           | 0         |           |           |
| 福利厚生費            | 0         |           |           |
|                  | 0         |           |           |
| 人件費計             | 0         |           |           |
| (2) その他経費        |           |           |           |
| 会議費              | 0         |           |           |
| 旅費交通費            | 0         |           |           |
| 減価償却費            | 0         |           |           |
| 支払利息             | 0         |           |           |
|                  | 0         |           |           |
| その他経費計           | 0         |           |           |
| 管理費計             |           | 0         |           |
| 経常費用計            |           |           | 2,980,400 |
| 当期経常増減額          |           |           | 0         |
| <b>III 経常外収益</b> |           |           |           |
| 1. 固定資産売却益       |           | 0         |           |
|                  |           | 0         |           |
| 経常外収益計           |           |           | 0         |
| <b>IV 経常外費用</b>  |           |           |           |
| 1. 過年度損益修正損      |           | 0         |           |
|                  |           | 0         |           |
| 経常外費用計           |           |           | 0         |
| 当期正味財産増減額        |           |           | 0         |
| 前期繰越正味財産額        |           |           | 0         |
| 次期繰越正味財産額        |           |           | 0         |